

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引き上げについて、業績評価に基づき昇給・賞与・インセンティブを支給することで従業員一人当たりの平均収入額を引き上げるとともに、当社グループの「G-7 グループ方針」に基づき、業務フローの革新とDX推進による生産性向上によって生まれた利益を株主と従業員に還元する事をテーマに、社会のデジタル化やグローバル化に対応する賃金の引上げだけない働きやすさも含めた従業員への持続的な還元を目指し取り組んでいます。教育訓練等については、継続した教育による従業員の能力向上と新規出店に伴う雇用の拡大を行っておりますが、若年者の退職者を減少させ、定着率を向上させるために、定期的な人事フォローアップ面談などの具体的な施策を継続的に実施していきます。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/85633-10-00-hyogo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参考し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月3日

(令和7年4月25日 内容変更による更新)

株式会社G-7スーパーマート 代表取締役社長 関 大作